

更生保護と被害者支援

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇し、再犯を防ぎ、非行をなくし、その改善更生を助けることにより、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

更生保護行政を所管する保護観察所・地方更生保護委員会では、犯罪被害者等に寄り添い支援するための活動（更生保護における被害者等施策）を行っています。くわしくは、見開きページをご覧ください。

保護観察所

保護観察は、加害者を改善更生させて再犯を防止するため、社会の中で生活させながら、国の責任において指導監督し、加害者が自立した生活を送るために必要な援助（補導援助）を行うものです。保護観察は、法務省に属する国家機関である保護観察所が行います。

地方更生保護委員会

刑務所や少年院に収容されている者の仮釈放・仮退院を許すかどうかを判断する法務省に属する国家機関です。地方更生保護委員会は、刑務所や少年院から仮釈放・仮退院を許すよう申出を受けた場合などに、その仮釈放・仮退院を許すかどうかを判断するための審理を始めます。

各制度のご利用には**申出の手続きが必要**です（相談・支援は必要ありません。）。また、**各制度にはご利用になれる方の範囲やご利用期間が定められています**ので、くわしくはお住まいの都道府県にある保護観察所まで遠慮なくお問い合わせください。保護観察所の被害者専任のスタッフがご相談をお受けします。**被害者等の方々の情報やご相談内容等についての秘密は厳重に守られます。**

連絡先一覧（被害者専用番号）

地方更生保護委員会	
北海道	011-272-5270 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
東北	022-221-3540 〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
関東	048-601-2132 〒530-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
中部	052-951-2951 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
近畿	06-6949-0079 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-176大阪合同庁舎第4号館
中国	082-224-0920 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎
四国	087-826-4055 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
九州	092-761-7822 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30福岡第二法務合同庁舎
保護観察所	
札幌	011-261-9228 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
函館	0138-24-2112 〒040-8550 北海道函館市新川町25-18函館地方合同庁舎
旭川	0166-59-2068 〒070-0901 北海道旭川市花咲町4 旭川法務総合庁舎
釧路	0154-23-3207 〒085-8535 北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
青森県	
青森	017-732-1049 〒030-0861 青森県青森市長島1-3-25青森法務総合庁舎
盛岡	019-624-3433 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸8-20盛岡法務合同庁舎
仙台	022-221-1455 〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
秋田	018-862-4718 〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-2秋田地方法務合同庁舎
山形	023-631-2431 〒990-0046 山形県山形市大手町1-32山形法務総合庁舎
福島	024-534-2241 〒960-8017 福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎
茨城県	
水戸	029-227-7072 〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11水戸地方合同庁舎
宇都宮	028-621-2298 〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2-1-11宇都宮地方法務合同庁舎
前橋	027-237-5014 〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-2-1前橋法務総合庁舎
さいたま	048-861-8843 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎
千葉	043-204-7794 〒260-8513 千葉県千葉市中央区中央港1-11-3千葉地方合同庁舎
東京	03-3597-0132 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館A棟
横浜	045-201-1848 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港1-6-2横浜第一港湾合同庁舎
新潟	025-222-1500 〒951-8104 新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎
甲府	055-235-7127 〒400-0032 山梨県甲府市中央1-11-8甲府法務総合庁舎
長野	026-234-2060 〒380-0846 長野県長野市旭町1108長野法務総合庁舎
静岡	054-253-0209 〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9-45静岡地方法務合同庁舎
富山県	
富山	076-421-5663 〒939-8202 富山県富山市西田地方町2-9-16富山法務合同庁舎
金沢	076-261-0089 〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎
福井	0776-28-7125 〒910-0019 福井県福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎
岐阜	058-265-2579 〒500-8812 岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	052-961-0249 〒460-8524 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
津	059-227-6675 〒514-0032 三重県津市中央3-12津法務総合庁舎
滋賀県	
大津	077-524-4420 〒520-0044 滋賀県大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎
京都	075-417-4803 〒602-0032 京都府京都市上京区烏丸通今出川上 岡松町255
大阪	06-6949-6522 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-176大阪合同庁舎第4号館
大分	078-351-4020 〒650-0016 兵庫県神戸市中央区楠通1-4-1神戸法務総合庁舎
奈良	0742-23-1233 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町1-1奈良地方法務合同庁舎
和歌山	073-436-2520 〒640-8143 和歌山県和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎
鳥取県	
鳥取	0857-22-3519 〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎
松江	0852-21-2250 〒690-0841 島根県松江市向島町134-10松江地方合同庁舎
岡山	086-224-3008 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方1-8-1岡山法務総合庁舎
広島	082-221-4489 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎
山口	083-922-1329 〒753-0088 山口県山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
徳島県	
徳島	088-622-4368 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎
高松	087-822-5447 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
高知	089-941-9985 〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-4-1松山法務総合庁舎
高知	088-873-1090 〒780-0850 高知県高知市丸の内1-4-1高知法務総合庁舎
福岡県	
福岡	092-737-6963 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13
佐賀	0952-27-4155 〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎
長崎	095-822-5184 〒850-0033 長崎県長崎市万才町8-16長崎法務合同庁舎
熊本	096-366-8770 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江3-1-53熊本第二合同庁舎
大分	097-536-6308 〒870-8523 大分県大分市荷揚町7-5大分法務総合庁舎
宮崎	0985-24-4380 〒880-0802 宮崎県宮崎市別府町1-1宮崎法務総合庁舎
鹿児島	099-227-4080 〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町13-10鹿児島地方法務合同庁舎
那覇	098-853-2961 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成28年9月発行

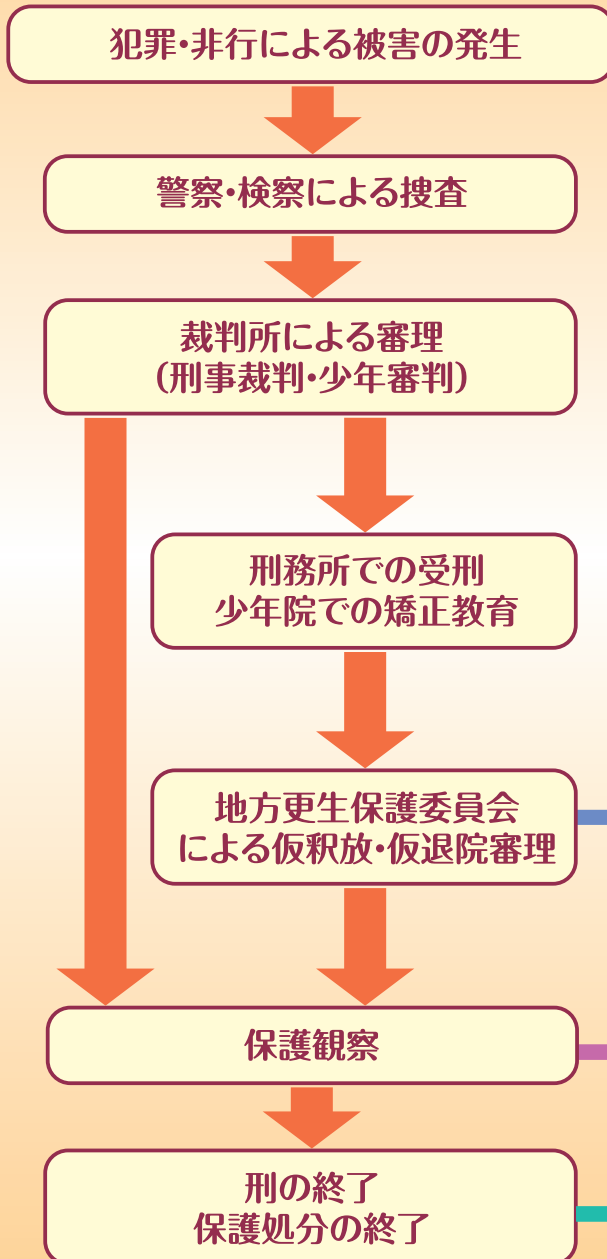
犯罪被害者の方々へ

更生保護における 犯罪被害者等の方々のための制度

法務省保護局

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

犯罪・非行による被害の発生から 保護観察までの流れ



▶ 加害者の情報が知りたい 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院を許すかどうかの審理が開始されたこと、その審理結果、加害者の保護観察中の状況、保護観察の終了時期などに関する情報をお知らせします。

仮釈放・仮退院とは

刑務所や少年院に収容されている加害者を、収容期間が終わる前に仮に釈放し、残りの期間を社会内で生活させながら、その間、保護観察所において指導等(保護観察)を行う制度です(収容期間の全てを刑務所や少年院で過ごした場合、加害者に保護観察を行うことはできません。)

▶ 加害者の仮釈放・仮退院について意見を言いたい 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が加害者の仮釈放・仮退院を許すかどうかを判断する審理において、仮釈放・仮退院に関するご意見や被害に関する心情を述べることができます。お聴きしたご意見等は、加害者の仮釈放・仮退院を許すかどうかの判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合には、加害者のその後の保護観察における指導に当たって考慮されます。

*地方更生保護委員会において加害者の仮釈放・仮退院の審理を行っている期間中にご利用になれます。

▶ 保護観察中の加害者に気持ちや意見を伝えたい 心情等伝達制度

被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関するご意見をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。これにより加害者に被害の実情などを直視させ、反省を深めさせるよう指導を行います。伝えた際に加害者が述べたことなどをご報告することもできます。

*加害者が保護観察を受けている期間中にご利用になれます。

▶ 被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい 相談・支援

被害者専任のスタッフが被害を受けたことによる悩みや不安をお聴きし、ご相談に応じます。更生保護における犯罪被害者等施策のくわしい内容をご説明します。また、他の行政機関や民間団体が行う犯罪被害者支援をご紹介し、その機関等へのご連絡やご相談をお手伝いします。

*ご利用期間の定めはなく、いつでもご利用いただけます。